

設計住宅性能評価・建設住宅性能評価(新築住宅)の料金

別表3 評価料金表

1 住宅の品質確保に関する法律施行規則（平成12年建設省令20号。以下「省令」という。）第3条第2項の性能表示事項のうち必須評価事項のみについて評価する場合

(単位:円 税込)

区分	床面積	評価料金の額	
		設計評価	建設評価
一戸建て住宅	100㎡未満	30,000	60,000
	100㎡以上200㎡未満	33,000	70,000
	200㎡以上	36,000	80,000
共同住宅等	200㎡未満	60,000+M×7,000	N×33,000+M×5,000
	200㎡以上500㎡未満	70,000+M×7,000	N×40,000+M×5,000
	500㎡以上1,000㎡未満	100,000+M×7,000	N×50,000+M×5,000
	1,000㎡以上2,000㎡未満	180,000+M×7,000	N×70,000+M×5,000
	2,000㎡以上3,000㎡未満	200,000+M×7,000	N×80,000+M×5,000
	3,000㎡以上5,000㎡未満	220,000+M×7,000	N×90,000+M×5,000
	5,000㎡以上7,000㎡未満	240,000+M×7,000	N×100,000+M×5,000
	7,000㎡以上10,000㎡未満	260,000+M×7,000	N×120,000+M×5,000
10,000㎡以上	280,000+M×7,000	N×150,000+M×5,000	

※Nは検査実施回数（同一検査時期について複数に分けて検査を実施する場合はその増加回数を含む。）とし、Mは評価対象戸数（変更申請にあっては、変更住戸数）とする。

※床面積 申請に係る棟の延べ床面積をいい、併用住宅の場合は併用部分を含む。

2 省令第3条第2項のうち必須評価事項以外の性能表示事項について評価する場合

必須評価以外の項目を選択する場合、必須評価項目を含まない分野毎に1,000円を上記金額に加算する。合計金額は5,000円を上限とする。

別表4 評価変更料金

1 変更設計又は建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計又は建設住宅性能評価を当機構から受けている場合

・当該建築に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

2 変更設計又は建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計又は建設住宅性能評価を当機構以外の者から受けている場合

・当該建築に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

別表5 室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の料金

建設住宅性能評価の申請者が、対象となる住宅室内における特定物質の濃度測定を選択した場合の建設住宅性能評価の料金は、測定物質の種類、測定箇所数等による見積り金額を加算する。

別表6 住宅型式性能認定住宅等の評価料金

(単位:円 税込)

区 分	床 面 積	評 価 料 金 の 額	
		設計評価	建設評価
一戸建て住宅	100 m <sup>2</sup> 未満	20,000	35,000
	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	25,000	40,000
	200 m <sup>2</sup> 以上	30,000	50,000

※住宅型式性能認定住宅等とは、戸建住宅で、構造の安定及び温熱環境について、住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認証書等によって性能が確認できるもの、または検査を要しないことが指定された結果、検査実施回数が2回であるものに適用する。

長期使用構造等確認の料金

別表7 長期使用構造等確認料金表

新築住宅確認料金

(単位:円 税込)

審査区分	単位	確認料金	変更確認料金
一戸建て住宅(併用住宅を含む)	一戸	36,300	18,700

住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認申請の評価料金の加算額

(単位:円 税込)

審査区分	単位	評価料金の加算額	評価変更料金の加算額
第9条第1項に該当する一戸建て住宅(併用住宅を含む)	一戸	6,600	6,600

共同住宅等確認料金

(単位:円 税込)

区 分	1棟の戸数による区分	確 認 料 金 の 額	
		一般住宅	型式認定住宅等
共同住宅等	1戸から5戸まで	100,000	58,000

6戸から10戸まで	157,000	87,900
11戸から25戸まで	322,000	178,000
26戸から50戸まで	574,000	298,000
51戸から100戸まで	986,000	493,000
101戸から200戸まで	1,841,000	970,000
201戸から300戸まで	2,664,000	1,332,000
301戸以上	3,296,000	1,648,000